

ケアマネジメントしるし 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用する予定の指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 事業の概要

法人名	サインポスト合同会社
事業所名	ケアマネジメント しるし
所在地	松江市上乃木6丁目6-26
事業者番号	3270103678
電話・FAX	TEL:0852-69-3464 Fax:0852-69-3465
営業日 営業時間	月曜日から金曜日までとし、祝祭日及び年末年始（12/31～1/3）を除く 8:30から17:30までとする。※但し電話は24時間365日対応。
事業実施地域	松江市・安来市
職員体制	管理者1名（大津孝史）、介護支援専門員6名（管理者1名兼務）

2. 事業の目的

事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対しその有する能力に応じて、本人や家族の意向等を基に、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

3. 運営の方針

- ① 事業の実施にあたっては、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者が自立した日常生活を営むことを目標とします。
- ② 適正な福祉サービス及び保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、公正中立な立場に立ち、利用者自らの選択に基づき居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。
- ③ 関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めるものとします。

4. 居宅介護支援の内容、提供方法

①申し込み	利用者から事業所へ居宅介護支援の利用を申し込みます。
②説明・契約	介護保険制度の説明や居宅介護支援の重要事項の説明、契約を行います。
③課題分析	事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者のお宅や医療機関等へ訪問します。心身状態や環境等を調査し、可能な限り自立した日常生活が営むことができるように解決すべき課題を把握・分析します。

④計画作成	利用者や家族の方が、どのような介護サービスをどの程度の頻度で利用したいのか希望をお伺いし、ケアプランの原案を作成します。また主治医に意見を尋ねたり、介護サービス利用料金の見積りについてもお伝えします。
⑤担当者による打ち合わせとケアプランの配布	居宅サービス計画の原案は、サービス担当者会議を開催して担当者から専門的見地からの意見を求めることとし、その開催場所は原則として利用者の居宅で行います。作成されたケアプランについて、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得たうえで、ケアプランを利用者及び担当者に交付します。 作成されたケアプランをもとに、1ヶ月単位の介護サービスの計画である「サービス利用票」を作成します。また介護サービスを利用された際に利用者が負担することとなる利用料の内訳を記載した「サービス利用票別表」を作成しますので併せてご確認の上、ご了解をいただきます。
⑥サービスの利用	「サービス利用票（居宅サービス計画）」に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。
⑦ふりかえり	サービス提供後もケアマネジャーが継続的（少なくとも1月に1回以上）利用者の居宅を訪問し、心身の状態や介護サービスの実施状況を把握します。
⑧計画の変更	利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者の合意をもって変更します。居宅サービス計画を変更した場合、利用者が要介護更新認定又は要介護状態の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議を開催します。
その他	「居宅サービス計画」の作成の他、利用者の依頼により次のサービスを提供することができますので、お気軽にご相談ください。 (1) 利用者の依頼により市町村の窓口にて要介護認定に関する申請（新規・変更・更新）を代行します。 (2) 利用者の依頼により市町村の窓口にて「居宅サービス計画作成依頼書」の提出を代行します

5. 利用料その他の費用

居宅サービス作成については、介護保険制度で定められた介護報酬に基づいて受領します。要介護または要支援認定を受けられた方は、ケアプラン作成、連絡調整、介護相談、要介護認定の申請代行は介護保険により費用の全額が給付されますので、**自己負担はありません。**

居宅介護支援費	認定区分	基本報酬	事業所取扱件数が一人のケアマネジャーにつき45件未満の場合
	要介護1・2	・1,086単位／月	
	要介護3・4・5	・1,411単位／月	

加算内容	特定事業所加算Ⅱ	・ 421 単位	・ 所定の要件を満たして算定
	初回加算	・ 300 単位	・ 新規作成 ・ 要介護の区分が 2 区分変更された場合
	入院時情報連携加算（Ⅰ） 入院時情報連携加算（Ⅱ）	・ 250 単位 ・ 200 単位	1 回につき 〃
	退院・退所時加算	・ 450 単位 (カンファレンス無) ・ 600 単位 (カンファレンス有)	1 回につき 〃
	通院時情報連携加算	・ 50 単位	1 回につき
	通院時情報連携加算	・ 50 単位	1 回につき
減算内容	運営基準減算	所定単位数の 50 % で算定	運営基準に沿った適切な居宅介護支援がなされていない場合
	特定事業所集中減算	1 月につき 200 単位を減算	正当な理由なく特定の事業所に 80 % 以上集中した場合
	同一建物減算	所定単位数の 95 % で算定	同一建物に入居されている利用者

但し、通常の事業実施地域を越える場合、越えたところから片道 1km 当たり 50 円の費用を負担していただきます。

6. 居宅介護支援に係る義務について

- ① 指定居宅介護支援事業所は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院診療所又は診療所に伝えるように求めます。
- ② 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業所等から利用者に係る情報の提供を受け

たとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医、歯科医師又は薬剤師に提供します。

- ③ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合には、利用者の同意を得て主治医又は歯科医師(以下、「主治医等」)の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス経過を主治医等に交付します。
- ④ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることができます。
- ⑤ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況（前 6 か月間の割合等）について、ご希望あれば別紙にて説明いたします。

7. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、現在加入している事業者損害賠償責任保険に報告し、円滑に対応するよう計ります。

8. 秘密保持

- ① 居宅支援事業者及びその従業員は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏らしません。
- ② 居宅支援事業者はその従業員が退職後、在職中に知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏らさせません。
- ③ 居宅支援事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者又は利用者の家族の個人情報は用いません。

9. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- ① 虐待防止委員会の開催
- ② 高齢者虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止研修の実施

専任担当者の配置 担当：大津孝史

10. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

11. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- ①感染対策委員会の開催
- ②感染症及びまん延防止のための指針の整備
- ③感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- ④専任担当者の配置 担当：大津孝史

12. 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 苦情対応窓口

居宅支援事業者は居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

- ・ケアマネジメントしるし

苦情受付担当責任者 大津孝史 電話 0852-69-3464
本事業所以外に、以下に苦情を申し立てることが出来ます。

- ・松江市（介護保険課） 電話 0852-55-5689
- ・安来市（介護保険課） 電話 0854-23-3290
- ・島根県国民健康保険連合会 電話 0852-21-2811
- ・島根県高齢者福祉課（介護保険相談センター） 電話 0852-22-5256

14. ハラスメント防止への協力をお願い

当事業所では、職員が安心してサービス提供を行える環境を確保するため、以下の行為はご遠慮いただいております。

- ・大声や威圧的な言動、人格を否定する発言
- ・叩く、物を投げるなどの暴力行為やその恐れのある行為
- ・不適切な身体接触や性的な発言等のセクシュアルハラスメント行為
- ・契約範囲を超える過度なサービスの要求
- ・無断での写真・動画撮影や録音、個人情報の拡散
- ・その他、職員の心身に負担を与える行為

これらの行為が見られた場合には、事業所より改善をお願いすることがあります。

改善が見られない場合や安全確保が困難と判断される場合には、サービス内容の変更や一時中止、利用契約の終了をお願いする場合があります。

また必要に応じてその他の関係機関へ相談又は通報する場合があります。

職員と利用者様双方が安心して過ごせる環境づくりにご理解とご協力をお願いいたします。